

令和 8 年度
重要事項説明書

社会福祉法人 ゆりかご会

ゆりかご保育園

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人ゆりかご会
所 在 地	大阪市城東区鳴野東 3 - 17 - 9
電 話 番 号	06 - 6961 - 1512
代表者氏名	理事長 藤田 和久

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ゆりかご保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市城東区鳴野東 3 - 17 - 9 大阪市城東区鳴野東 3 - 30 - 21(分園)
連 絡 先	TEL:06 - 6961 - 1512 (分園)06 - 6961 - 1513 FAX:06 - 6962 - 7967
管 理 者	園長 寺島郁子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 11人 1歳児 22人 2歳児 23人 3歳児 24人 4歳児 24人 5歳児 24人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 72人 満1歳以上満3歳未満の児童 43人 満1歳未満の児童 11人
開 設 年 月 日	51年 4月 1日
事 業 所 番 号	2710051003947
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.yuri-kago.jp/

3 施設の目的・運営方針

ゆりかご保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

①本園

敷 地		251.19 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 3 階建
	延べ面積	389.40 m ²
園 庭		32.97 m ² (敷地内)

②分園

敷 地		255.78 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 3 階建
	延べ面積	283.87 m ²
園 庭		110.42 m ² (敷地内)

(2) 主な設備

①本園

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	59.97 m ²
ほふく室	1 室	69.11 m ²
保育室	1 室	60.79 m ²
地域交流ホール	1 室	28.56 m ²
調理室	1 室	28.29 m ²
調乳室	3 室	9.89 m ²

②分園

設備	部屋数	備 考
保育室	3 室	167.80 m ²
調乳室	3 室	10.71 m ²

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 7・8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 文字の練習(毎日)・・・・・・・・・・ 3 歳児以上

✧文字に興味を持ち、ひらがな・カタカナをスラスラと読み書きができるようになるために
数字盤(週 2 回)・・・・・・・・・・ 10 月以降の 3 歳児及び 4 歳児以上

✧数字に興味を持ち、且つ集中力を身に着けるため
お勉強の日(月 2 回)・・・・・・・・・・ 3 歳児以上

✧知育教材を使い、右脳を鍛えるため
筆圧の練習等のワークブック・・・・・・・・ 3 歳児以上

以下は外部の専門の講師にて

リズム感を養うために リトミック教室(月 1 回) 2 歳児以上
柔軟な身体作り運動能力向上のために 体育教室(月 2 回) 4 歳児以上
美的感覚と発想を養うために 絵画教室(月 1 回) 3 歳児以上
小学校から必須になることを鑑み 英会話教室(月 2 回) 3 歳児以上

その他(課外授業)

希望者のみベルキッズによる英会話教室(月 4 回) 3 歳児以上

※別途月謝が発生します

(3) 送迎

原則として保護者同伴の送迎を行う

(4) その他

延長保育 夕方 19 時半まで

6 職員の職種、員数及び職務の内容 (令和 7 年 4 月予定)

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長業務の一部補助、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、記録及び家庭連絡などの業務を行う	20	15	5	子育て支援員含む
調理員	献立に基づき給食やおやつの調理	3	2	1	
事務員	事務全般	1	1		
看護師	ケガ等病児保育を行う	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）の間で
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～19：30）の間で
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）の間で
事務員	正規の勤務時間帯（10：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

(1) 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び日曜祭日を除く

(2) 家庭保育協力日

夏 4 日(原則として 8/13～8/16)

春 1 日(ゴールデンウィークに続く土曜日)

創立記念日(3/19 に一番近い土曜日)

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

尚、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は

19時半までの範囲内で時間外保育を提供する。(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(3) 土曜日に係る保育時間

土曜日の開所時間は7時半から18時までとする。ただし保育短時間認定に係る支給認定証を交付されている方の保育は、8時から16時までとする。なお、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時半から8時まで又は16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

※年に2～3回の土曜日に15時までの保育をお願いすることがあります。

※仕事が休みの際、できるだけ家庭内保育のご協力をお願い致します。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

園で調理し与える

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

- (3) アレルギー対応状況
除去食及び代替食に対応
- (4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 健康診断・健康管理

- (1) 当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結し、内科健診は全園児年3回、歯科健診は全園児年1回行っています。

●内科

医療機関の名称	勝田医院
医院長名又は医師名	勝田吉重
所在地	大阪市城東区鳴野東 3-4-1
電話番号	06-6969-8460

●歯科

医療機関の名称	おかもと歯科医院
医院長名又は医師名	岡本三恵子
所在地	大阪市城東区鳴野西 5-2-33
電話番号	06-6969-2094

(2) 毎月1回全園児身体測定を行い、測定結果については発育測定の記録表及び連絡帳に記載します。

(3) 病気の時の対応

●毎朝の体温等の確認

登園前に必ず体温や健康状態の確認を行ってください。

●体調不良について

体温が 37.5℃以上(平熱により個人差有)ある場合は、登園を控え療養や医師の診察を受けるようお願いします。

●病児保育事業(体調不良児対応型)について

保育中に体調不良となった際、保護者に連絡させていただきます。お迎えの間、交流室で看護師が様子を見ながら保育いたします。

●感染症について

感染症に罹患した際、登園許可となる届出いただく書類が「医師の意見書」「保護者の登園届」の2種類あります。詳しくは主任保育士にお尋ねください。

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医又は園児の主治医及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

●年に数回職員に対して虐待防止研修を実施

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター、全私保連、大阪私保連
保険の内容	障害保険

20 園児の利用状況（毎年度4月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	6人	3人	6人
1歳児	22人	21人	20人
2歳児	23人	23人	22人
3歳児	23人	22人	22人
4歳児	21人	22人	23人
5歳児	20人	21人	22人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度中受審	令和7年2月4日
自己評価の実施状況	未実施	

22 子ども・子育て支援法第39条第3項第5項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定を受けた子供に係る給食費	月額 1,500 円
副食費	2号認定を受けた子供に係る給食費	月額 5,000 円
父母の会費	父母の会に渡し行事時の園児の土産購入	月額 700 円
行事費	夏の夕べ、運動会、クリスマス会など	月額 300 円
貸布団	子どもがお昼寝する際	月額 1,300 円

2 特定保育における利用者負担金

年 齢	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
4 歳児～5 歳児	体育教室、リトミック、英会話教室	月額 1,400 円
3 歳児	リトミック、英会話教室	月額 800 円
2 歳児	リトミック代	月額 400 円
0 歳児～1 歳児	なし	0 円

3 各必要経費

年 齢	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
全園児	アルバム 1 冊	1,700 円
0～2 歳児	連絡ノート	230 円
3～5 歳児	お便り帳	700 円
1～5 歳児	遊び着（長袖）	1,980 円
1～5 歳児	クラス帽（カラー）	520 円～
2～5 歳児	通園帽・通園リュック・体操服上下	11,000 円前後
2～5 歳児	クレパス・自由画・粘土	1,300 円前後
2 歳児	ワークブック	530 円
3～5 歳児		420 円～

4 その他

園外保育実費負担(観光バス、入館料、芋掘りなど)

●2025 年度例●

	場所	年齢	負担内容	金額
5 月	海遊館	3～5 歳児	バス代・入館料 等	1,340 円
6 月	大阪市立科学館	4・5 歳児	電車賃・入館料	380 円
10 月	芋掘り遠足	4・5 歳児	電車賃・芋掘り代	720 円
11 月	キッズプラザ（親子遠足）	4・5 歳児	入館料	1400 円
3 月	天王寺動物園	4・5 歳児	電車賃	120 円

5 時間外保育に係る利用者負担

大阪市より定められた保育時間を過ぎた場合

保育短時間認定→1 時間につき 300 円

保育標準時間認定→月 2,900 円※

徴収する

※登録した方は、1 カ月 2900 円。登録をしてない方は 18 時を 1 分でも過ぎた場合
1 回につき 500 円です。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、保護者の求めに応じて
領収証を交付いたします。

同意書

ゆりかご保育園
園長 寺島郁子殿

園児氏名 _____

生年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

別紙 ゆりかご保育園 重要事項説明書の各項目について異議なく同意します

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

保護者氏名 _____ ⑩

記名押印に代えて署名することが出来ます